

岐阜県犯罪被害者等支援計画

岐 阜 県

〔目次〕

第1章 計画について	
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本方針	3
第2章 犯罪被害の現状等について	
1. 犯罪被害の現状	4
(1) 刑法犯の現状	4
(2) 交通事故(人身)の発生状況	7
2. 犯罪被害者等の置かれている現状	8
(1) 犯罪被害に関するアンケート調査結果(岐阜県)	8
(2) 犯罪被害類型別調査結果(警察庁)	9
(3) 犯罪被害者等施策に関する世論調査結果(内閣府)	12
(4) 犯罪被害者やご遺族の声(岐阜県)	14
第3章 基本的な考え方	
1. 基本目標	16
2. 基本的な施策の展開	16
3. 計画の推進体制	18
第4章 犯罪被害者等支援に向けた施策	
第1節 支援等のための体制整備への取組み	20
1. 総合的な支援体制の整備、広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応(条例第10条,11条関係)	20
2. 相談及び情報の提供等(条例第12条関係)	22
第2節 損害の回復や経済的支援等への取組み	26
1. 経済的負担の軽減(条例第18条関係)	26
2. 居住の安定(条例第16条関係)	27
3. 雇用の安定(条例第17条関係)	28
第3節 精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組み	30
1. 日常生活の支援(条例第13条関係)	30
2. 心身に受けた影響からの回復(条例第14条関係)	31
3. 安全の確保(条例第15条関係)	32
4. 保護又は捜査の過程における配慮等(条例第24条関係)	33
第4節 刑事手続への関与拡充への取組み	35
1. 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供(条例第23条関係)	35

第5節	県民の理解と協力を得るための取組み	3 6
1.	県民の理解の増進（条例第 19 条関係）	3 6
2.	学校における教育の促進（条例第 20 条関係）	3 7
第6節	犯罪被害者等を支援する団体の支援や人材育成への取組み	3 9
1.	民間支援団体に対する支援（条例第 21 条関係）	3 9
2.	人材の育成（条例第 22 条関係）	3 9
◇	資料編	
1.	相談窓口一覧	4 1
2.	市町村犯罪被害者等総合的対応窓口一覧	4 5
3.	関係法令等	
	犯罪被害者等基本法	4 6
	岐阜県犯罪被害者等支援条例	5 1

第1章 計画について

1. 策定の趣旨

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものです。しかし、誰もが犯罪被害者になる可能性を有しており、不幸にして犯罪等による被害を受けたとき、本人やその家族又は遺族は、心身を傷つけられ、それまでの平穏な日常生活を損なわれ、時には無理解や偏見に基づく誹謗中傷等により名誉さえも毀損されながら、十分な支援を受けられないまま社会において孤立することを余儀なくされる場合が少なくありません。

当県では、これまで犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」により、防犯と一体となった取組みを進めてきました。

しかし、犯罪被害者等の更なる支援の充実を図るためには、犯罪被害者等に寄り添い、途切れなく支援する体制の充実及び施策等が必要です。また、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止するためにも、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民一人ひとりが共有し、犯罪被害者等の問題を社会全体で考え、共に支えあい、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す必要があります。

そこで当県では、犯罪被害者等支援の理念や基本施策、各主体の責務をより明確にし、県民の理解を増進するとともに、関係機関と一体となって総合的な支援を実施する体制を構築するため、岐阜県犯罪被害者等支援条例（令和3年岐阜県条例第7号。以下「条例」という。）を制定し、令和3年4月1日に施行しました。

本計画は、条例の施行を踏まえ、従前の「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を継承しつつ、その内容について整理・見直しを行うとともに、必要な施策を検討・強化し、新たに「岐阜県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、条例第9条に規定する「犯罪被害者等支援に関する計画」として定めるもので、県が目指す犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめたものです。

「清流の国ぎふ」創生総合戦略(2019～2023年度)に掲げる「健やかで安らかな地域づくり」を目指して、犯罪被害者等の権利・利益を保護するため、関係機関・団体等が連携し、犯罪被害者等の視点に立った各種支援施策を推進することとしています。

また、平成27年9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年(2030年)を年限とする「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals 略称SDGs)が設定されたことから、本指針は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現というSDGsの理念に則り、17あるゴールのうち「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を見据えたものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に合わせ、計画の進捗を検証し、必要な見直しを行うこととします。

4. 基本方針

条例第3条に定めた基本理念を踏まえ、4つの基本方針を設定し計画を推進します。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること
- (2) 犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じた適切な支援が行われるとともに、二次的被害に十分な配慮がされること
- (3) 犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること
- (4) 犯罪被害者等支援が、国、県、市町村、民間支援団体等の相互の連携及び協力の下で推進されること

※ 本計画中、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の方の無理解や配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害を、条例の文言に合わせ「二次的被害」と表記していますが、これは、いわゆる「二次被害」と同義です。

第2章 犯罪被害の現状等について

1. 犯罪被害の現状

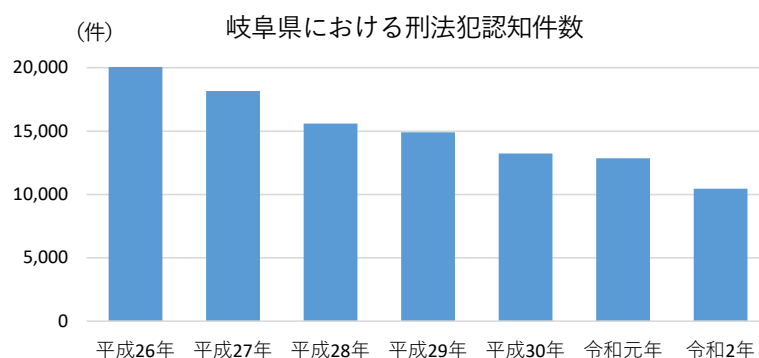
(1) 刑法犯の現状

岐阜県における刑法犯認知件数は、平成14年の51,956件をピークに減少傾向が続いており、令和2年は、戦後最少の10,447件となっています。一方、性犯罪に関する認知件数は、平成29年以降は微増、横ばい傾向にあります。

①刑法犯＜総数＞の認知件数

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
岐阜県	20,192	18,160	15,607	14,897	13,232	12,875	10,447
全国	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231

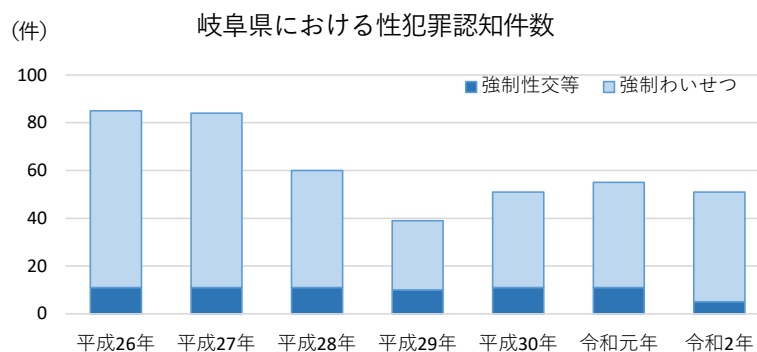


(統計値：警察庁資料、岐阜県警察資料)

②性犯罪＜強制性交等、強制わいせつ＞の認知件数

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
強制性交等	11	11	11	10	11	11	5
強制わいせつ	74	73	49	29	40	44	46
計	85	84	60	39	51	55	51



(統計値：岐阜県警察資料)

③罪種別の認知件数

令和2年の岐阜県における刑法犯認知件数を罪種別に整理すると、全体の約70%を窃盗犯が占めており、その件数の減少により総数も減少している一方、粗暴犯など横ばい傾向の罪種もあります。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数(件)	20,192	18,160	15,607	14,897	13,232	12,857	10,447
凶悪犯	71	73	74	51	55	58	33
殺人	6	13	14	10	8	14	11
強盗	30	36	22	12	28	22	9
放火	24	13	27	19	8	11	8
強制性交等	11	11	11	10	11	11	5
粗暴犯	968	980	914	870	887	1,022	985
凶器準備集合	—	—	—	—	—	—	—
暴行	560	641	597	554	595	727	707
傷害	335	267	242	265	212	254	214
脅迫	39	36	39	37	49	30	47
恐喝	34	36	36	14	31	11	17
窃盗犯	14,555	13,138	10,971	10,607	9,188	8,804	6,829
侵入盗	2,075	1,936	1,631	1,918	1,297	1,381	1,033
乗り物盗	3,805	3,327	2,747	2,223	2,181	1,931	1,219
非侵入盗	8,675	7,875	6,593	6,466	5,710	5,492	4,577
知能犯	902	768	723	706	590	536	555
詐欺	841	718	665	642	526	478	473
横領	35	29	21	28	38	30	22
偽造	25	20	36	35	23	26	58
汚職	—	1	1	1	—	2	—
あっせん利得	—	—	—	—	—	—	—
背任	1	—	—	—	3	—	2
風俗犯	179	148	110	101	91	98	118
賭博	—	—	2	—	—	—	3
強制わいせつ	74	73	49	29	40	44	46
公然わいせつ	105	75	55	61	36	34	40
わいせつ物			4	11	15	20	29
その他の刑法犯	3,517	3,053	2,815	2,562	2,421	2,339	1,927
占有離脱物横領	249	193	197	166	169	195	138
公務執行妨害	28	18	17	24	17	22	19
住居侵入	361	385	302	319	303	299	254
逮捕監禁	2	5	4	1	2	5	2
略取誘拐等	—	2	3	2	6	8	7
盗品	21	17	16	13	8	10	5
器物損壊	2,774	2,345	2,210	1,960	1,844	1,719	1,410
その他	82	88	66	77	72	81	92

(統計値：岐阜県警察資料)

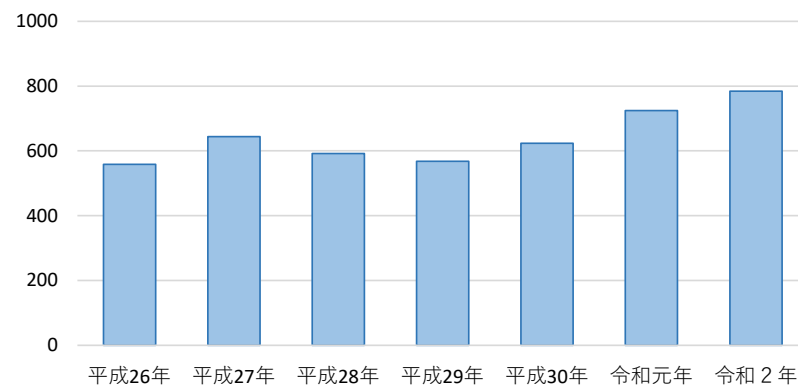
また、被害が潜在化しやすい事案であるストーカーや配偶者暴力に関する相談件数は増加傾向にあります。

④ストーカー行為等に係る相談件数

(単位：件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
岐阜県	558	644	592	568	623	724	784
全 国	22,823	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912	20,189

岐阜県におけるストーカー行為等に係る相談件数
(件)



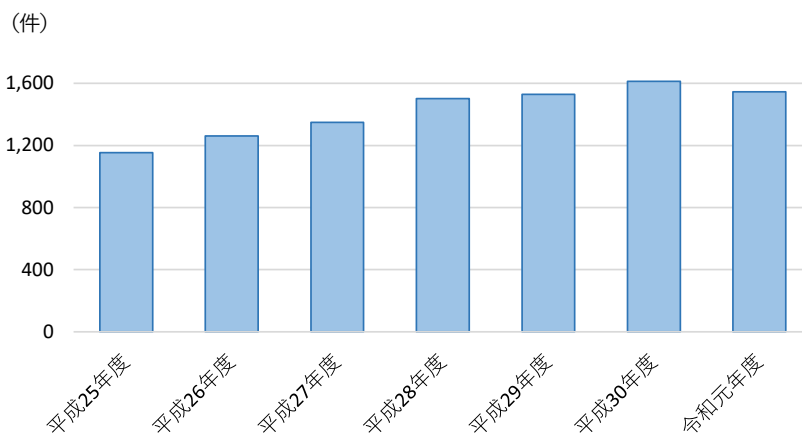
(統計値：警察庁資料、岐阜県警察資料)

⑤配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
岐阜県	1,153	1,262	1,348	1,502	1,530	1,613	1,545
全 国	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276

岐阜県における配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(統計値：内閣府男女共同参画局資料)

(2) 交通事故（人身）の発生状況

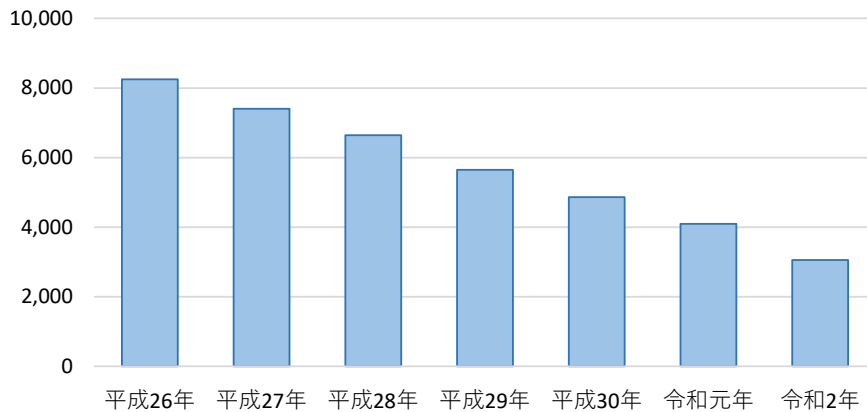
交通事故の発生件数は、死者、負傷者ともに減少しています。

①交通事故の発生件数

(単位：件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
岐阜県	8,250	7,400	6,646	5,648	4,860	4,097	3,052
全国	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178

(件) 岐阜県における交通事故の発生件数

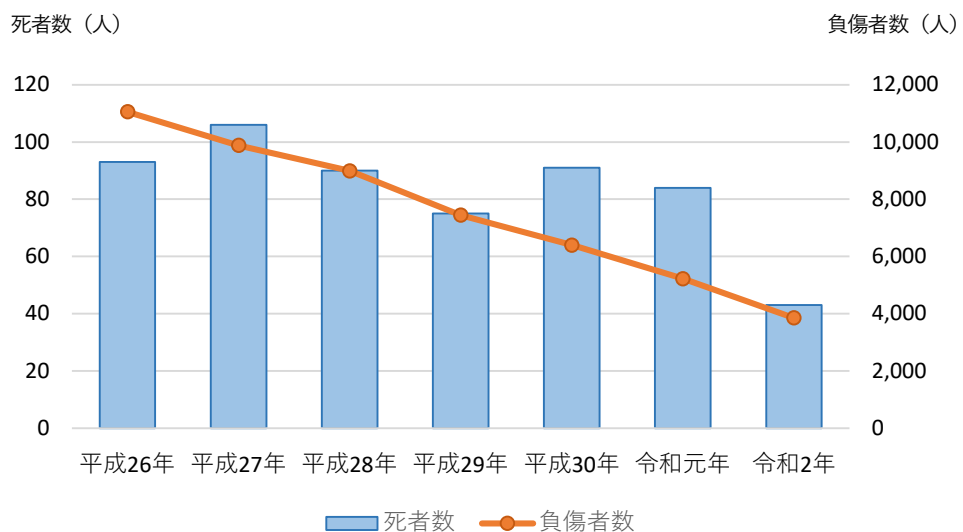


(統計値：警察庁資料、岐阜県警察資料)

②交通事故の発生件数と死者数、負傷者数の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数 (件)	8,250	7,400	6,646	5,648	4,860	4,097	3,052
死者数 (人)	93	106	90	75	91	84	43
負傷者数 (人)	11,055	9,879	8,991	7,442	6,394	5,221	3,851

岐阜県における交通事故による死者数、負傷者数



(統計値：警察庁資料、岐阜県警察資料)

2. 犯罪被害者等の置かれている現状

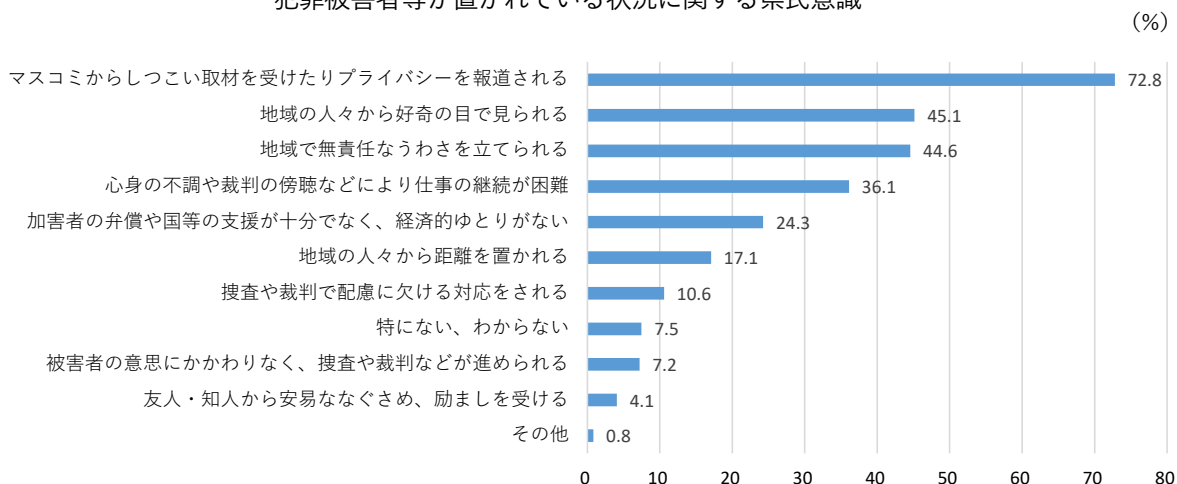
犯罪被害者等は、ある日突然巻き込まれた犯罪により、生命を奪われる、大切な家族を失う、傷害を負うなどの直接的な被害に加え、事件による精神的、身体的な不調や予定外の医療費、生活費、裁判費用等による経済的な問題など多くの困難に直面します。また、事業主の無理解による解雇、マスコミの執拗な取材、地域の人による無責任な噂話等の二次的被害に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくありません。

(1) 犯罪被害に関するアンケート調査結果（岐阜県）

令和2年8月に県が実施した犯罪被害者等に関する県民アンケートでは「殺人や傷害など重大な犯罪の被害者やその家族が、具体的にどのような状況に置かれていると思いますか」との問いに対して、「マスコミからしつこい取材を受けていたり事件とは直接関係のないプライバシーや事実でないことを報道されている。」

(72.8%)と答えた人の割合が最も高く、以下、「地域の人々から好奇の目で見られている」(45.1%)、「地域で無責任なうわさを立てられている」(44.6%)の順となっており、二次的被害に対する意見が上位を占めました。一方、犯罪被害者等が困難を感じる経済的な問題や日常生活に関する問題については理解が進んでいないとも言えます。

犯罪被害者等が置かれている状況に関する県民意識



(出典：岐阜県「犯罪被害に関するアンケート調査結果（令和2年8月）」)

(2) 犯罪被害類型別調査結果（警察庁）

警察庁が実施した「平成 29 年度犯罪被害類型別調査（平成 30 年 3 月公表）」では、犯罪被害者等と一般対象者（※）の回答結果から、生活上の変化、身体・精神・経済的状況の比較を行い、犯罪等被害が犯罪被害者等の生活等に与えた影響を分析しています。

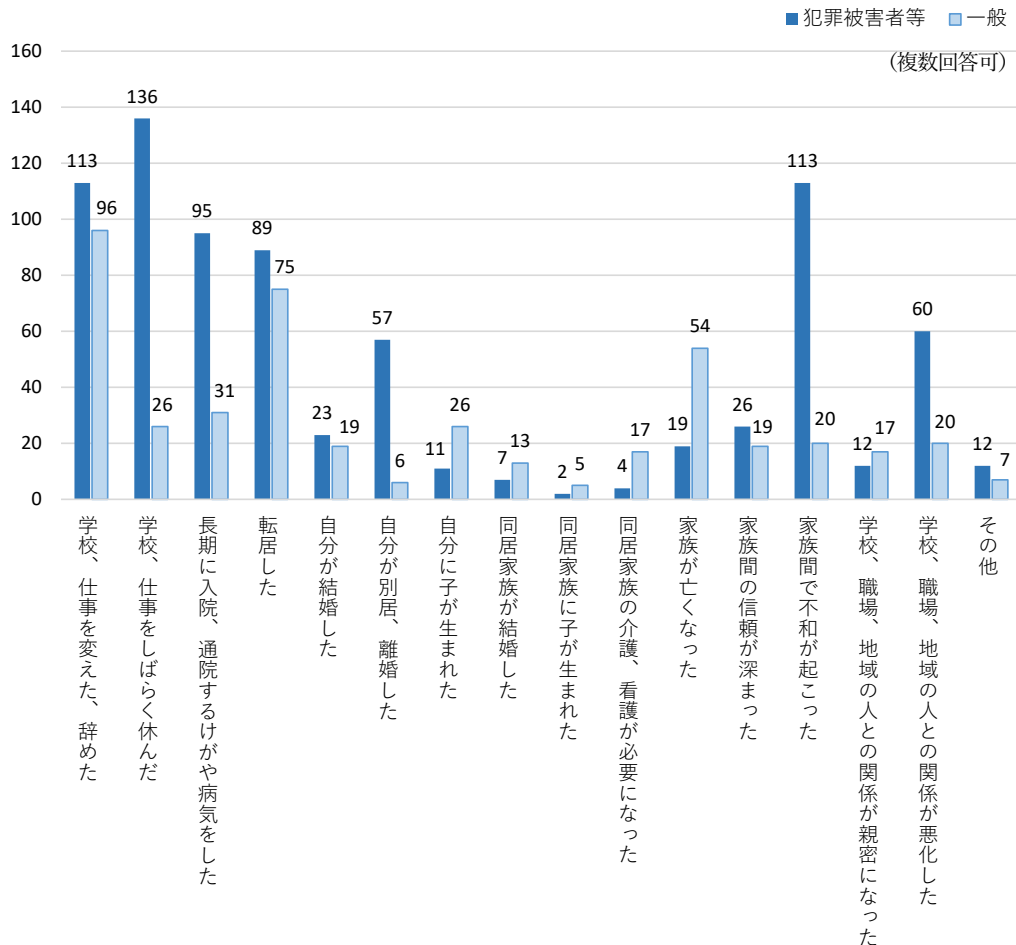
※犯罪被害者等：過去に、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治 1 週間以上）の暴力犯罪のうち、いずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族の方。

※一般対象者：過去に犯罪等被害の経験が無い方。

① 生活上の変化について

犯罪被害者等に事件後から現在までの生活変化のうち事件と関連があると思うもの、一般対象者には最近 5 年間程度の生活変化を尋ねる質問では、犯罪被害者等では「学校または仕事をしばらく休んだ」、「家族間で不和が起こった」、「長期に通院したり入院したりするようになげがや病気をした」、「自分が別居、離婚した」等において、一般対象者の回答比率を上回っています。犯罪被害者等では生活や対人関係のネガティブな変化が多くなっています。

回答者属性別 生活上の変化

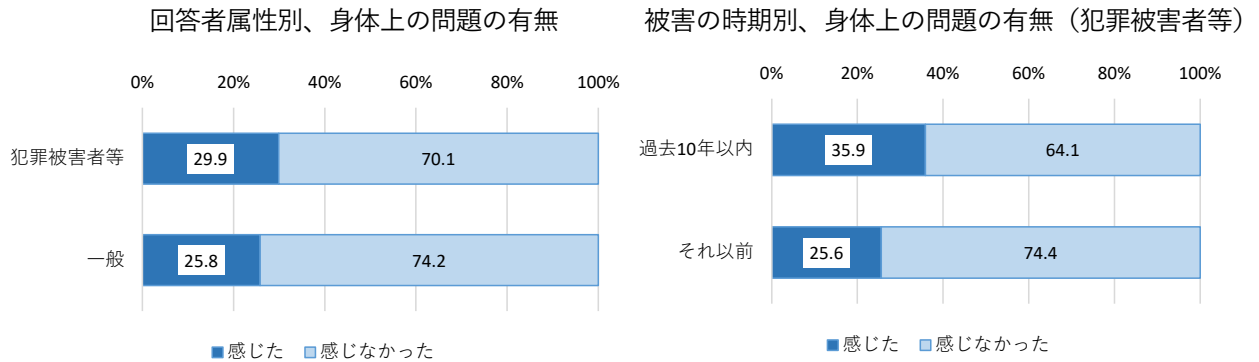


（※）犯罪被害者等 881 人、一般 779 人のうち、「該当なし」と答えた犯罪被害者等 483 人、一般 502 人を除いた回答数

（出典：警察庁「平成 29 年度犯罪被害類型別調査」）

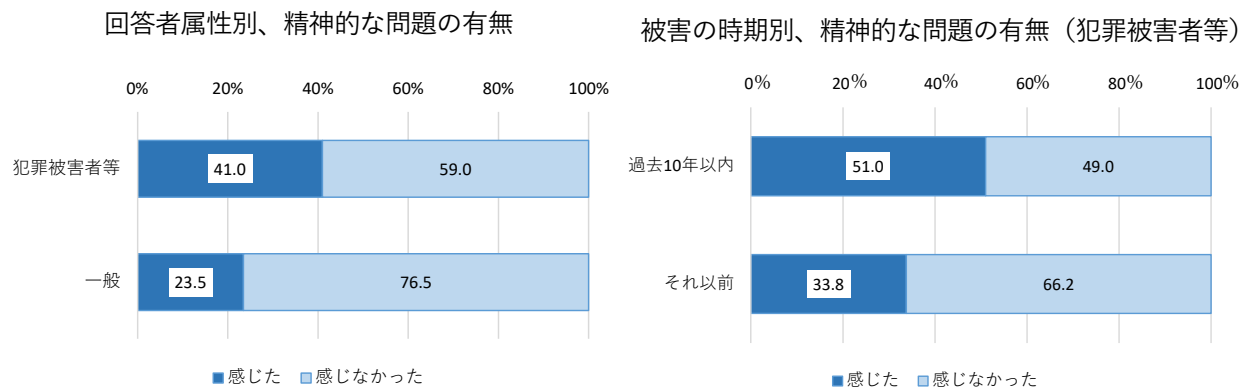
② 身体・精神的状況について

過去 30 日間に身体上の問題を感じたかを尋ねた質問では、犯罪被害者等と一般対象者で比べたところ、大きな差はみられませんでした。被害の時期別にみると、犯罪から 10 年以内では、「感じた」と答えた割合が高くなっています。



(出典：警察庁「平成 29 年度犯罪被害類型別調査」)

一方、精神的な問題については、「感じた」と答えた犯罪被害者等が 41.0% と一般対象者の 23.5% の約 2 倍となっています。犯罪から 10 年以上を経過しても問題を感じている犯罪被害者等は 33.8% と不調が長期にわたっていることが分かります。



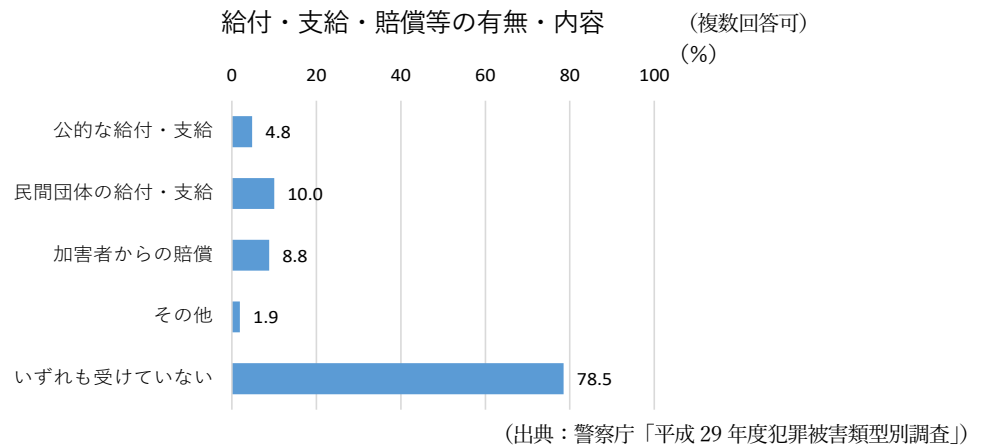
(出典：警察庁「平成 29 年度犯罪被害類型別調査」)

③ 日常生活について

この 1 年間で仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数に関する質問では、犯罪被害者等 (26.2 日) が一般対象者 (7.5 日) の約 3.5 倍に達しており、犯罪等被害の与える影響の大きさがうかがえます。

④ 給付・支給・賠償等の状況

事件に関連して給付、支給、賠償等を受けたかについては、「民間団体の給付・支給」が 10.0%、「加害者からの賠償」が 8.8%、「公的な給付・支給」が 4.8%、「いずれも受けていない」は 78.5%となっており、犯罪被害者等が、犯罪により被った損害に対して十分な給付がなされていないことがうかがえます。

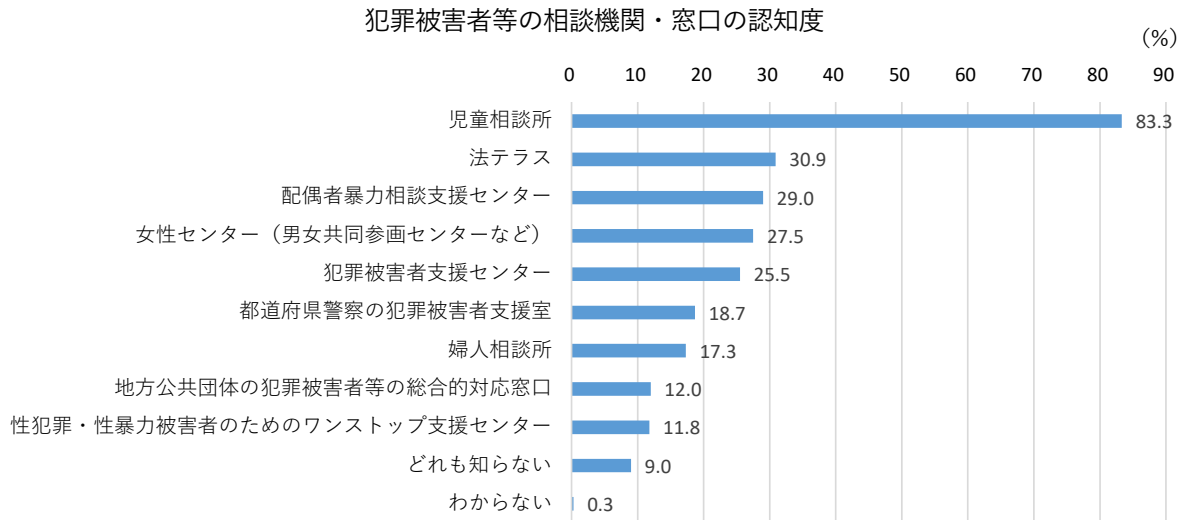


※公的な給付・支給：犯罪被害者等給付金、労災保険（労働者災害補償保険）、障害年金、遺族年金、地方公共団体からの見舞金、生活保護等

※民間団体の給付・支給：自動車保険（自賠責保険を含む）、生命保険、奨学金等民間団体からの寄付等

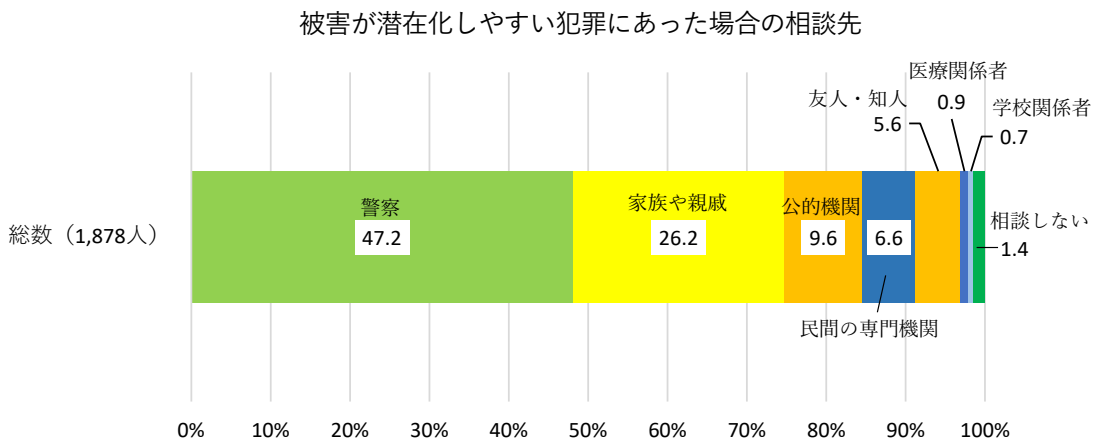
(3) 犯罪被害者等施策に関する世論調査結果（内閣府）

犯罪被害者等施策に関する国民の意識を調査した、内閣府の「犯罪被害者等施策に関する世論調査（平成29年2月）」によると、犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度は、「児童相談所」は83.3%と高い割合ですが、続く「法テラス」(30.9%)以下は3割以下で、「地方公共団体の犯罪被害者等の総合的対応窓口」は12.0%と低くなっています。



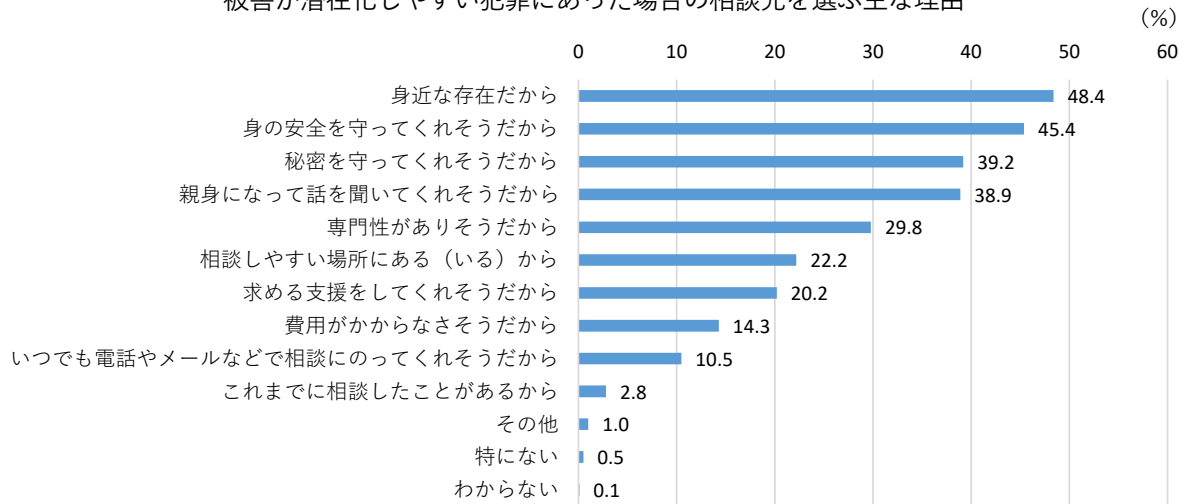
（出典：犯罪被害者等施策に関する世論調査（平成29年2月））

また、本人や家族が性犯罪、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童買春・児童ポルノ、児童虐待などのように被害が潜在化しやすい犯罪にあった場合の相談先については、「警察に相談する」が47.2%と最も多く、「家族や親戚に相談する」(26.2%)、「警察以外の公的な機関（婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所など）に相談する」(9.6%)の順となり、相談先を選ぶ理由としては、「身近な存在だから」(48.4%)、「身の安全を守ってくれそうだから」(45.4%)が高く、以下「秘密を守ってくれそうだから」(39.2%)、「親身になって話を聞いてくれそうだから」(38.9%)などの順となっています。



（出典：犯罪被害者等施策に関する世論調査（平成29年2月））

被害が潜在化しやすい犯罪にあった場合の相談先を選ぶ主な理由



(出典：犯罪被害者等施策に関する世論調査（平成 29 年 2 月）)

一方、被害が潜在化しやすい犯罪にあった場合「誰（どこ）にも相談しない」と答えた主な理由は、「相談しても無駄だと思うから」、「被害や苦しさを信じてもらえなさそうだから」、「恥ずかしくて誰にも言えないから」、「周囲に心配をかけたくないから」などが挙げられています。

深刻な状況にある犯罪被害者等が地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪被害者等が安心して相談できる環境、適切な支援施策の整備や県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況や求められる多様な支援等への理解をより一層深め社会全体で犯罪被害者等を支える必要があります。

(4) 犯罪被害者やご遺族の声（岐阜県）

県では、本計画を策定するにあたり、犯罪被害者やご遺族の方から、事件後に置かれた状況や困った事柄等について、直接お話をお伺いする取組みを、令和3年8月から行っています。犯罪被害者等が受けた損害を回復、軽減し、社会で安全に安心して暮らせるための施策に繋げていくため、主なご意見を下記のとおりまとめました。

辛い記憶を思い起こし、ご協力をいただきました犯罪被害者等の皆様に深く感謝いたしますとともに、もう二度と自分と同じ思いをする人がいないように、という皆様の思いを実現するため、本計画に反映し実効性のあるものとしてまいります。

項目	ご意見
支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、特に市町村の既存制度の活用により救済される部分があることから、早期に市町村窓口と繋がる必要がある。 ・報道による二次的被害や裁判への対応のため、早期に被害者等を支援する弁護士と繋がりたかった。 ・心のケアが必要で、臨床心理士と繋がるのが大切。 ・身近で PTSD の治療を行う専門機関があるとよい。
相談、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・親身に相談、支援いただいた方が異動となった時は心細かったため、安心して継続的に相談できる体制があるとよい。 ・制度を活用するためには、必要な制度に関する情報提供が適切な時期になされることが重要。
経済的な損害、負担	<ul style="list-style-type: none"> ・事件後、仕事が出来なくなり収入が途絶えてしまった。 ・長期入院や手術、通院等、治療にかかる費用負担が大きかった。 ・転居費用や裁判費用等の負担が大きかった。 ・費用の心配が無ければ、弁護士に相談したかった。 ・加害者からの損害賠償を受けられない犯罪被害者等が、大多数。 ・損害賠償判決の時効を停止するための再提訴費用に対する助成があると、被害者等の長く続く心の負担の軽減に繋がる。
居住に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が犯罪の現場となって転居の必要が生じた。 ・加害者からの再被害の恐れがあり転居の必要が生じた。 ・一時的な緊急避難場所が必要な場合がある。
日常生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的なショックから、電気を消すこと、食事をするなどの基本的なことさえも出来なかった。 ・家族の生活の世話も、心情への配慮も出来なかった。 ・他人に対する恐怖心から、外出がままならなかった。

項 目	ご 意 見
刑事手続きへの関与	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者に関する情報を提供して欲しかった。 ・どのような手続きがあるのか分からず、不安だった。
精神的な被害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等の苦しみは、終わることはない。 ・家族それぞれが傷付き、心のケアが必要だった。 ・事件のショックから、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症した。
二次的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・「・・・か？」という見出しで報道された憶測の内容や事実無根の内容が、周囲の人に事実であると誤認された。 ・過熱した取材活動に、近所の方も困惑した。 ・周囲の方からの冷たい対応、好奇の視線を受けたり、自分に対する対応に困惑する等の反応が辛く、外出もままならなくなった。 ・事実と異なる噂話が広がり、周囲の方を信頼することが出来なくなった。 ・関係機関において、親身に話を聞いてもらえず、心無い言動に傷ついた。
心の支え	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体の親身な対応と継続した支援が嬉しかった。 ・近所の方からの支援、温かい対応が大変助けになった。 ・警察担当者の親身な支援がありがたかった。 ・同じ経験をしている自助グループの存在が心の支えとなった。

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標

社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が安全に安心して暮らせる地域づくりを進める

犯罪被害者等が地域で安全に安心して暮らしていくためには、犯罪被害者等に寄り添い支援を行う体制、犯罪被害者等の困りごとに適切に対応した支援施策、犯罪被害者等を受け止め支える社会のいずれも欠かすことができません。

犯罪被害者等が支援の網からこぼれ落ちることが無いよう、声をあげられない被害者等へのアウトリーチ、必要な支援機関へ確実に繋がる連携体制を整備するとともに、県民の皆さんへ犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援、配慮に対する広報・啓発活動を通じて、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成し、犯罪被害者等の一日も早い損害の回復または軽減と生活の再建を図り、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

2. 基本的な施策の展開

条例及び国が策定した「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、3つの方向性と6つの重点課題を設定し、支援のための施策を推進します。

◆ 方向性

- ・ 途切れない支援を実現する体制の整備
- ・ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- ・ 犯罪被害者等を支える社会の形成

◆ 重点課題

- ・ 支援等のための体制整備への取組み
- ・ 損害の回復や経済的支援等の取組み
- ・ 精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組み
- ・ 刑事手続への関与拡充への取組み
- ・ 県民の理解と協力を得るための取組み
- ・ 犯罪被害者等を支援する団体の支援や人材育成への取組み

● 途切れない支援を実現する体制の整備

1. 支援等のための体制整備への取組み

総合的な支援体制の整備、広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応

相談及び情報の提供

● 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

2. 損害の回復や経済的支援等の取組み

経済的負担の軽減

居住の安定

雇用の安定

3. 精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組み

日常生活の支援

心身に受けた影響からの回復

安全の確保

保護又は捜査の過程における配慮等

4. 刑事手続への関与拡充への取組み

刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供

● 犯罪被害者等を支える社会の形成

5. 県民の理解と協力を得るための取組み

県民の理解の増進

学校における教育の促進

6. 犯罪被害者等を支援する団体の支援や人材育成への取組み

民間支援団体に対する支援

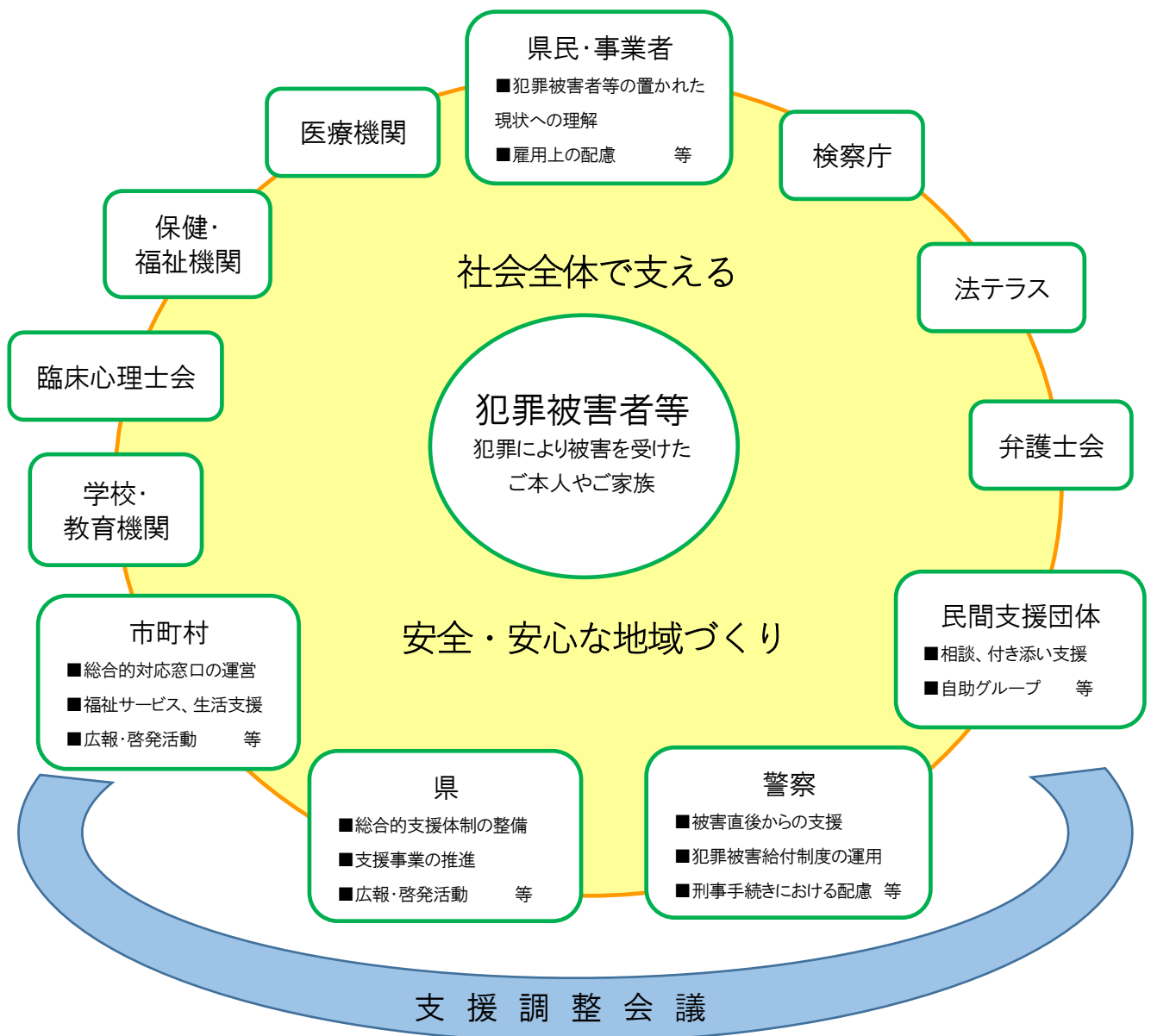
人材の育成

3. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、犯罪被害者等の置かれた状況や環境が多岐にわたるため、県、市町村及び関係機関等が、犯罪被害者等に寄り添い、相互に連携・協力を図りながら取り組む必要があります。

具体的には、県、警察、早期援助団体、市町村、弁護士会、法テラス、検察庁、学校・教育機関、臨床心理士会、保健・福祉機関、医療機関等の関係機関が基本理念を共有し、相互の役割分担を確認するとともに情報共有することにより、犯罪被害者等に必要な支援を途切れることなく提供する体制を整備します。

下記は連携の一例であり、個別の事案や地域の実情に応じて、連携する機関や形を柔軟に変化させる必要があります。



第4章 犯罪被害者等支援に向けた施策

◆ 第1節 支援等のための体制整備への取組み

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害の状況・原因、置かれた状況等によって多岐にわたります。そうした支援を、必要なときに必要な場所で受けられるよう、支援のための体制を整備していきます。

1. 総合的な支援体制の整備、広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応（条例第10条、11条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等は、被害直後から社会生活や経済的な不安、精神的な苦痛、様々な行政手続への対応など急激に様々な困難に直面します。激しい動揺の中にある犯罪被害者等が必要な支援を受けるためには、適切なきに、適切な相談支援機関へと繋がる必要があります。しかし、被害直後の混乱の中、自ら支援を求めることができる犯罪被害者等は少なく、支援を必要としながら支援に繋がれず孤立してしまう場合もあります。

また、緊急事案や被害が広域にわたる事案が発生した場合は、複数の犯罪被害者等に同時に支援を行う必要があり、社会的影響の大きさから報道機関による過剰な取材等による二次的被害への対応も必要となります。このような多岐にわたる問題への対応は、県、警察、市町村、民間団体が連携して行う必要があります。

そのため、普段から関係する機関が、それぞれの役割を明確にして相互連携する体制を整え、犯罪被害者等に対して積極的に情報や支援を届ける（アウトリーチ）ことが必要です。

■ 具体的な施策 ■

○ 支援調整会議の設置

- ・ 犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ一体的に実施するために、県、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村で構成される支援調整会議を設置し、犯罪被害者等の個々の事情に応じた個別の支援計画を協議のうえ作成するなど、適切な支援が、県内どこでも同様に受けられる体制を整備します。〔県民生活課〕

○県の関係部局との連携

- ・犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置し、県、教育委員会、警察本部の犯罪被害者等支援施策担当部局が連携強化及び情報共有を行い、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備します。

〔県民生活課〕

○関係機関との連携

- ・犯罪被害者等支援に関係する行政機関・団体等で構成する岐阜県犯罪被害者支援活動推進協議会において、各機関が連携し情報交換、調査研究、広報啓発を行います。また、地域においても同様の連携・協力が図れるようネットワークの整備に努めます。

〔県民生活課、警察本部〕

- ・犯罪被害者等支援に関係する行政機関・団体等の担当者が、犯罪被害者等に接する際の配慮事項や、各機関・団体等への橋渡し方法及びその支援制度概要などについて把握できる支援ハンドブックを作成・配付します。

〔県民生活課〕

○市町村との連携

- ・犯罪被害者等支援にかかる市町村連絡会議を開催し、県と市町村、ならびに市町村の犯罪被害者等支援施策担当部局間の支援施策全般に関する情報共有を図り、相互に連携した被害者支援の施策の推進を図ります。

〔県民生活課〕

- ・犯罪被害者等支援コーディネーターを設置し、市町村における犯罪被害者等総合的対応窓口に対する助言や情報共有等を行います。

〔県民生活課〕

○死傷者が多数に及ぶ事案等への対応

- ・岐阜県犯罪被害者支援活動推進協議会等と連携し、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した情報交換、調査研究を行うなど、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。

〔県民生活課、警察本部〕

- ・支援関係機関の役割及び窓口を整理するなど、緊急事案等が発生した場合に即時対応が可能となるよう具体的な事案に応じた対応力の向上に努めます。

〔県民生活課、警察本部〕

- ・支援調整会議の設置 **【再掲】**

2. 相談及び情報の提供等（条例第12条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等が置かれた状況は、犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより様々であり、必要とされる支援やそのための相談窓口も多岐にわたります。

しかし、精神的にも大きなショックを受けている多くの犯罪被害者等は、何をして良いか分からない状態に陥りやすく、必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合があります。

また、犯罪の被害にあったことにより、それまでは必要のなかった支援が必要となることもあります。

そのため、普段から関係する機関が相互連携する体制を整え、情報の提供を行い、犯罪被害者等支援に精通する者を紹介する等、犯罪被害者等が、必要ときに適切な支援を受けられる環境を整える必要があります。

■ 具体的な施策 ■

○犯罪被害者等のための相談窓口の設置

- ・犯罪被害者等が直面している様々な問題に関して相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行うため、県に総合支援窓口を、警察本部に犯罪被害者相談室を設置し被害者等に寄り添う支援を行います。

〔県民生活課、警察本部〕

○警察安全相談室の設置

- ・警察本部に「警察安全相談室」、警察署に「警察安全相談所」を設置し、警察に寄せられる相談、要望、意見等を受理し必要な助言指導等を行います。

〔警察本部〕

○交通事故相談窓口の設置

- ・県民生活相談センターに交通事故相談窓口を設置し、交通事故に関する様々な問題について相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行います。

〔県民生活課〕

○人権相談窓口の設置

- ・女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染症患者、犯罪被害者等の人権問題に関して相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行います。

〔人権施策推進課〕

○心の健康に関する相談の充実

- ・「こころのダイヤル119番」を運用し、心の健康相談、精神医療にかかる相談、社会復帰相談をはじめ幅広く精神保健福祉全般の相談を受けるとともに、精神科医による相談を実施します。〔保健医療課〕

○子どもの相談窓口の充実

- ・子ども相談センターに児童虐待対応ダイヤルや、子どもの福祉に関する様々な相談に対応する相談窓口を設置し、児童虐待の早期発見や早期対応に努めます。〔子ども家庭課〕
- ・子ども相談センターにおいて、一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広く対応するための、SNSを活用した相談体制の整備を行います。〔子ども家庭課〕
- ・いじめや不登校等の電話相談を夜間・休日・祝日を含め24時間体制で対応する子供SOS24、県内6か所に設置する教育相談ほほえみダイヤルで相談者の気持ちを受け止め、悩み等の解決を図ります。〔学校安全課〕
- ・若者の多くが利用するSNSを活用し、県内高校生・中学生段階の生徒を対象とした相談を実施します。〔学校安全課〕
- ・青少年SOSセンターにおいて、いじめ、不登校、非行など多岐にわたる青少年の相談を実施します。〔私学振興・青少年課〕
- ・本部少年サポートセンター・県下5地区の少年サポートセンター・警察署における少年相談への的確な対応、少年相談専門職員の指導による少年相談担当者の資質向上、関係機関との連携による少年相談活動の充実強化を図り、被害少年等が相談しやすい環境を整備します。〔警察本部〕

○障がい者110番の運用

- ・障がい者の権利擁護に係る悩みについて、専門相談員、弁護士や医師などによる相談窓口を設置し、障がい者の相談を実施します。〔障害福祉課〕

○高齢者権利擁護センターの設置

- ・高齢者虐待の防止及び被害者の救済等を図ることを目的に、市町村における相談対応に対する支援を行います。〔高齢福祉課〕

○性犯罪被害者相談電話（#8103）の運営

- ・性犯罪被害者等が直面している様々な問題に関して、相談を受け、必要な情報提供や適切な相談機関の案内などを行います。〔警察本部〕

○ぎふ性暴力被害者支援センターの設置

- ・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援（医療、相談、カウンセリング等）を行うワンストップ相談窓口「ぎふ性暴力被害者支援センター」を設置し、被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化防止に努めます。〔子ども家庭課〕

○男女共同参画等に関する相談窓口の設置

- ・男女共同参画等に関する相談窓口を設置し、男女間の悩みや女性の抱える様々な悩みに関する相談を受け、必要に応じてより適切な相談先の案内を行います。〔男女共同参画・女性の活躍推進課〕

○女性相談センターの設置

- ・女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受け、相談者とともに解決方法を探り、助言や情報提供を行います。〔子ども家庭課〕

○配偶者暴力相談支援センターの設置

- ・配偶者からの暴力に悩む方々を支援するため、配偶者暴力相談支援センターを設け、性別を問わず相談、カウンセリング、情報提供などを行います。〔子ども家庭課〕

○「ストーカー110番」の運営

- ・「つきまとい等」や「ストーカー行為」に悩む方の相談窓口「ストーカー110番」を設置し、必要な情報提供、適切な相談機関の案内などを行います。〔警察本部〕

○「暴力110番」の運営

- ・暴力団から脅されている、暴力団がお金を払ってくれないなど、暴力団に関する様々な被害、トラブルなどに関する相談を受ける「暴力110番」を設置し、必要な助言・情報提供を行い被害者を支援します。〔警察本部〕

○多文化共生社会への対応

- ・岐阜県在住外国人相談センターにおいて、在住外国人から生活全般に関する相談をワンストップで対応します。日常生活等の相談に14言語で対応します。〔外国人活躍・共生社会推進課〕
- ・交流サロンの運営を通して異文化理解の促進や意識啓発、外国人県民とのコミュニケーション能力の向上を図ります。〔国際交流課〕

○医療機能情報の提供

- ・医療機関の所在地、連絡先及び医療機能に関する情報を集約し、県ホームページ「ぎふ医療施設ポータル」にて提供します。〔医療整備課〕

○犯罪被害者等支援ノート（仮称）の作成・配布

- ・犯罪被害者等が、被害後の精神的に混乱した状況の中で現状を整理し、困りごとに対する適切な支援を求めるために必要な情報を掲載した犯罪被害者等支援ノートを作成し、ニーズに応じて配布する取組みを行います。
- ・相談窓口において、子育て、障がい者、高齢者に対する医療福祉サービス等の日常生活に関する情報を提供、案内できるよう市町村や関連機関と連携し情報の収集に努めます。〔県民生活課〕

○法律相談に関する支援

- ・犯罪被害者等が直面する法律問題に対して岐阜県弁護士会と連携し無料法律相談を行います。〔県民生活課〕

◆ 第2節 損害の回復や経済的支援等への取組み

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、犯罪被害がもたらす経済的負担を軽減するため、各種経済的支援制度の充実を図っていきます。

1. 経済的負担の軽減（条例第18条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、治療のために多額の費用負担を強いられる、働き手を失い収入が無くなってしまふなど経済的に困窮することが少なくありません。また、多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、多くの場合、十分な補償を期待できません。

犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、関係機関が連携し、経済的な助成に関する情報の提供及び助言が必要です。

■ 具体的な施策 ■

○犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適正な運用

- ・殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や身体に障害を負った被害者に対して給付金を支給する制度を周知し適正な運用を図ります。〔警察本部〕
- ・日本国外における故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた国民の遺族や身体に障害を負った国民に対して給付金を支給する制度を周知し適正な運用を図ります。〔警察本部〕

○捜査過程における犯罪被害者等の負担を軽減

- ・司法解剖後の遺体搬送料や身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の検査費用等を公費で負担する制度の適正な運用を図ります。〔警察本部〕

○犯罪被害者等を支援する経済的支援制度の整備

- ・従前の住宅に引き続き居住できない場合の転居費用や加害者からの損害賠償がなされない場合の再提訴費用など、犯罪等により発生する経済的問題を解消するための支援制度の整備に努めます。〔県民生活課〕

○法律相談に関する支援【再掲】

○就学、修学に対する経済的支援

- ・犯罪により遺児となった方が学ぶことを諦めないように、岐阜県犯罪被害遺児激励金又は岐阜県交通遺児激励金を支給するとともに、就学、修学に関する経済的支援制度について周知します。〔県民生活課〕
- ・就学支援金、定時制・通信制家庭修学奨励費等の支給、奨学金等の貸付制度を周知し、適正な運用を図ります。

〔私学振興・青少年課、教育財務課〕

○ひとり親家庭に対する経済的支援

- ・ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり児童の福祉を増進するため、児童の修学等に必要な資金の貸付制度や児童扶養手当の適正な運用を図ります。〔子ども家庭課〕

○性暴力被害者に対する経済的支援

- ・産婦人科、泌尿器科における処置、検査等費用、臨床心理士によるカウンセリング費用、弁護士費用を公費で負担する制度の適正な運用を図ります。〔子ども家庭課〕

○障がい者に対する経済的支援

- ・一定の身体障がいの状態にある方に、身体障害者手帳を交付するとともに、各種手当に関する情報を提供します。〔障害福祉課〕
- ・一定の精神障がいの状態にある方に、精神障害者保健福祉手帳を交付するとともに、通院による精神疾患の治療を継続的に要する方に自立支援医療費を支給し、医療費自己負担額を軽減します。〔保健医療課〕

○生活困窮者に対する経済的支援

- ・困窮の程度に応じて生活保護費の支給を行うとともに、生活福祉資金の貸付制度など経済的支援に関する必要な情報を提供します。〔地域福祉課〕

2. 居住の安定（条例第16条関係）

■現状と課題■

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となり物理的に居住することが困難になる場合や、加害者に自宅を知られている場合、児童虐待や配偶者等による暴力のように保護の観点から引越しを余儀なくされることがあります。

被害後も再び危害を加えられるのではないかと不安を抱える犯罪被害者等が平穏な生活を送るため、一時避難場所の確保や安定した住居の提供が必要です。

■ 具体的な施策 ■

○ 一時的な避難場所の確保

- ・ 被害直後の犯罪被害者等の安全を確保するために緊急一時的に避難場所を確保し、その費用等を公費で負担する制度の適正な運用を図ります。

〔警察本部〕

- ・ 緊急に子どもの保護が必要な場合等に子ども相談センターにおいて、子どもの一時保護を行います。

〔子ども家庭課〕

- ・ 女性相談センターや保護施設において、配偶者等からの暴力事案の被害者の一時保護を行います。

〔子ども家庭課〕

- ・ 犯罪等により、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、提供可能な県営住宅へ公募によらず一時入居できるようにします。

〔住宅課〕

○ 安定した住居の確保

- ・ 犯罪等により、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、県営住宅へ優先的に入居できるようにします。

〔住宅課〕

- ・ 犯罪等により、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、転居する際の費用の一部を助成します。

〔県民生活課〕

- ・ 犯罪被害者等のような住宅の確保に配慮を要する方の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録するとともに、円滑な入居及び居住を支援します。

〔住宅課〕

3. 雇用の安定 (条例第17条関係)

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等は、治療のための通院や裁判への出廷、被害者の介護などのために職場を欠勤せざるを得ない、また被害による心身への後遺症等により仕事の能率が低下する場合があります。この時、職場からの十分な理解が得られず引き続き働くことが困難となると、犯罪被害者等は経済的、精神的な二次的被害を受けてしまいます。

そこで、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、被害後のニーズに応じた雇用に関する相談を受けられるよう配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について事業者の理解を深めることが必要です。

■ 具体的な施策 ■

○就労に対する支援

- ・ 総合人材チャレンジセンターにおいて、就労相談や必要な情報提供を実施し、求職者の生活の安定確保と再就職の促進を図ります。〔産業人材課〕
- ・ 岐阜県障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の就労支援、職業訓練、職業紹介、定着支援のワンストップ支援に努めます。〔労働雇用課〕
- ・ ひとり親家庭の母または父が就職の際に有利な資格の取得を促進するため給付金等を支給するほか、入学準備金や就職準備金を貸付制度の適正な運用を図ります。〔子ども家庭課〕
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、県及び市が設置する生活困窮者自立相談支援窓口において相談支援、就労支援を行います。〔地域福祉課〕

○労働環境に対する支援

- ・ 賃金の未払いやパワハラ、不当解雇など就職に関するトラブルを抱える方には、岐阜県弁護士会と連携し法律相談を行います。〔産業人材課〕
- ・ 職場での二次的被害を起こさないために、事業者に対して、犯罪被害者等の置かれる現状や必要な支援に対する理解を促す広報啓発を行います。〔県民生活課〕

◆ 第3節 精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組み

犯罪被害者等が犯罪により受けた心身への直接的被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減し、二次的被害の防止を図っていきます。

また、再び被害を受けることのないよう防止対策を行っていきます。

1. 日常生活の支援（条例第13条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等の中には、犯罪等による身体的、精神的被害のために、また通院や裁判への出廷、市町村窓口での各種福祉制度の利用申請等の様々な対応に時間を割かれ、家事、育児、介護等を行うための時間を十分に確保できない人もいます。

また、犯罪の被害にあうまでは、普通にできていたことが、精神的ショックのために急にできなくなったり、被害にあったことによって新たなニーズが生じることもあります。

犯罪被害者等の負担を軽減し、犯罪被害者等が直面している問題に応じた支援の情報を提供するなど、早期に平穏な日常生活を回復する必要があります。

■ 具体的な施策 ■

○性暴力被害者への直接的支援

- ・警察や病院などに支援員等が付き添い、被害者等の精神的な負担を軽減します。
〔子ども家庭課〕

○犯罪被害者等早期援助団体による直接的支援

- ・犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度を活用し、病院や警察、検察庁へ付き添う直接的支援制度を周知し適正な運用を図ります。
〔警察本部〕

○犯罪被害者等支援ノート（仮称）の作成・配布【再掲】

○市町村と連携した日常生活支援

- ・市町村が行う子どもの一時預かりや、子育ての相互扶助活動を行うファミリー・サポート・センター事業等の情報提供や支援を行います。
〔子育て支援課〕

- ・ひとり親家庭の親が、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家事などの援助を行うため家庭支援員を派遣するなどのサービスを行う市町村に対して支援を行います。〔子ども家庭課〕
- ・支援調整会議の設置【再掲】

○犯罪被害者等を支援する経済的支援制度の整備【再掲】

○法律相談に関する支援【再掲】

○就学、修学に対する経済的支援【再掲】

○ひとり親家庭に対する経済的支援【再掲】

○障がい者に対する経済的支援【再掲】

○生活困窮者に対する経済的支援【再掲】

2. 心身に受けた影響からの回復（条例第14条関係）

■現状と課題■

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後も心的外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病などに苦しみ、身体的・精神的被害が長期にわたり続く場合もあります。

犯罪被害者等が心的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられることが必要です。

■具体的な施策■

○犯罪被害者等のための相談窓口の設置【再掲】

○心のケアに対する支援

- ・「こころのダイヤル119番」の運用【再掲】
- ・臨床心理士会と連携し、犯罪被害者等に対する無料カウンセリングを行います。〔県民生活課〕
- ・警察の専門員によるカウンセリングのほか、臨床心理士等の専門家によるカウンセリング費用を公費で負担する制度の適正な運用を図り、被害者等の心のケアに努めます。〔警察本部〕

○子どもの被害者等に対する支援

- ・県内の全中学校区、公立高等学校、公立特別支援学校にスクールカウンセラー等を配置して、児童生徒や保護者のカウンセリング、教職員へのコンサルテーションなどを実施し、学校の教育相談体制の充実を図ります。
〔学校安全課〕
- ・緊急支援や専門的な知識が必要な事案が発生した場合に、外部専門家（臨床心理士や精神科医等）を学校に派遣し、専門的知識や知見に基づき児童生徒等への支援を図り、早期解決に努めます。
〔学校安全課〕
- ・悩みを抱える生徒の早期発見・早期対応を行うため、SOS の出し方に関する教育の普及・啓発や高等学校スクール相談員の緊急配置による相談体制の強化など自殺・不登校等の緊急支援対策を行います。〔学校安全課〕
- ・被害少年の継続支援を行う少年補導職員等に対し、公認心理師の資格取得や研修等によるカウンセリング技能の習得を推進し、被害少年に対してカウンセリングを実施するなど継続的な支援に努めます。
〔警察本部〕

○性暴力被害者に対する支援【再掲】

○指定被害者支援要員等による支援

- ・捜査活動へのかかわりによる被害者等の精神的な負担を軽減するため、捜査員とは別に指定された警察職員が、事情聴取や実況見分など捜査活動や病院への付添い、不安の軽減や再被害防止に関する助言など、事件発生直後における支援活動を行います。
〔警察本部〕

3. 安全の確保（条例第15条関係）

■現状と課題■

犯罪被害者等、特に児童虐待、ストーカー行為や配偶者等による暴力（DV）を受けた方の中には、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかとこの恐怖や不安を抱くことがあります。

このような方の安全を確保するため、一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保などの再被害の未然防止対策を関係機関が連携して行うことが必要です。

■具体的な施策■

○再被害防止措置の推進

- ・同じ加害者から再び危害を加えられる恐れのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、関連情報の教示、自主警戒指導、被害防止用機材の設置などを行います。
〔警察本部〕

○保護対策の推進

- ・暴力団等から危害を受ける恐れのある者を保護対象者として指定し、危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。〔警察本部〕

○児童虐待被害児童等の保護

- ・虐待被害児童に対する保護等の各種少年事案対策において、関係機関が同一フロアに拠点を置き業務を行う等、連絡体制を容易にし、事案発生時の対応を迅速かつ密接な連絡のもとに行います。〔警察本部〕
- ・児童虐待の被害児童等を保護し、再被害を防止するため、警察と子ども相談センター等関係機関との連携を強化するとともに、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校警察連絡協議会等の効果的な活用を図ります。〔警察本部〕
- ・緊急に子どもの保護が必要な場合等の一時保護【再掲】〔子ども家庭課〕

○配偶者等からの暴力事案被害者の保護

- ・配偶者等からの暴力事案被害者の一時保護【再掲】〔子ども家庭課〕

○人身安全関連事案被害者の保護

- ・ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等の危険性・切迫性が高い事案について、被害者等をホテル等の宿泊施設へ一時退避させる、非常通報装置等の機材を貸与するなど被害の未然防止を図ります。〔警察本部〕

○地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

- ・地域警察官が、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望の聴取や相談を行うなどの訪問・連絡活動を行います。〔警察本部〕

○個人情報の適正な管理

- ・相談、支援の過程における犯罪被害者等の個人情報保護に関するガイドラインを作成し、関係機関での共有を図ります。〔県民生活課〕

4. 保護又は捜査の過程における配慮等（条例第24条関係）

■現状と課題■

犯罪被害を受けた直後から行われる、保護、捜査、公判等の過程において関係機関からの配慮に欠けた対応により、犯罪被害者等の人権が侵害されることが少なくありません。

関係機関は、犯罪被害者等の心身の状況や、置かれた環境等に関する理解を深め、専門的知識や技能を有する職員を配置するなど、犯罪被害者等の名誉や平穏な生活が保たれるよう、心情に配慮した環境整備が必要とされます。

■ 具体的な施策 ■

○被害者等の心情に配慮した取組み

- ・ 指定被害者支援要員等による支援【再掲】
- ・ 被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察、子ども相談センター等の関係機関が事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組みを実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に十分配慮した取組みを進めます。〔警察本部〕
- ・ 子どもが最初に被害を告白する可能性の高い学校関係者に対して、学校における初期対応の留意点等の周知を図ります。〔警察本部〕
- ・ 「性犯罪捜査係」を刑事部捜査第一課に設置するとともに、性犯罪捜査を担当する性犯罪捜査員を各警察署に配置し、被害者の心情に配慮した捜査を行い、相談窓口として「性犯罪被害者相談電話」を設置します。〔警察本部〕
- ・ 被害者支援用車両の活用を図るなど、犯罪被害者等の心情に配慮します。〔警察本部〕

◆ 第4節 刑事手続への関与拡充への取組み

犯罪被害者等の中には、事件捜査・公判等の刑事手続きに詳しくない方もおられます。そこで、こうした手続きに関する被害者等への情報提供の充実等を図ります。

1. 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（条例第23条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等の多くは、なぜ犯罪被害者等とならなければならなかったのか、事件の背景や真相についての正しい情報を求めており、捜査や公判等の進捗に重大な関心を持っています。その心情に応じて、公判傍聴における犯罪被害者等への配慮や刑事裁判への被害者参加制度など、犯罪被害者が刑事手続きに参加する制度が拡充されています。

事件の当事者である犯罪被害者等が、刑事に関する手続に適切に関与することができるように、情報提供の充実を図ることが必要です。

■ 具体的な施策 ■

○被害者連絡制度の適正な運用

- ・殺人や傷害、性犯罪などの身体犯被害者や、ひき逃げや交通事故事故などの重大な交通事故事件の被害者に対し、刑事手続きや犯罪被害者のための支援制度、被疑者の捜査・検挙・処分状況などについて、事件担当の捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を適正に運用します。〔警察本部〕

○被害者の手引等の作成

- ・刑事手続きの流れや犯罪被害者等、交通事故被害者等への各種支援制度をまとめた「被害者の手引」「交通事故被害者の手引」を作成し被害者等へ配布します。〔警察本部〕

○司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

- ・検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、遺族に対し、その目的や手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。〔警察本部〕

○地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進【再掲】

○犯罪被害者等支援ノート（仮称）の作成・配布【再掲】

◆ 第5節 県民の理解と協力を得るための取組み

県民の皆さんの理解の増進と配慮・協力をしていただくため、教育活動、広報活動の充実を図っていきます。

1. 県民の理解の増進（条例第19条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人々の言動やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などにより、名誉や心身の健康、生活の平穏を害されるといった二次的被害を受ける場合があります。

広報、啓発などを通じて、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、地域で支える環境を醸成することが必要です。

■ 具体的な施策 ■

○あらゆる広報媒体を活用した広報活動の充実

- ・犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について、ホームページ、TV、ラジオ、SNS等の各種媒体を通じて被害者等支援に関する広報を行います。〔県民生活課、警察本部〕

○「犯罪被害者週間」の普及促進

- ・犯罪被害者週間（11/25～12/1）の周知に努めるとともに、市町村・関係機関・民間支援団体等と連携し、週間に合わせて犯罪被害者等への理解の増進を図る広報啓発活動を行います。〔県民生活課、警察本部〕

○県民に対する理解の促進

- ・地域やSNS等のインターネット上における二次的被害を防ぎ、犯罪被害者等を社会全体で支える気運を高めるため、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等に関する県民向けの研修や広報啓発活動を行います。〔県民生活課〕

○事業者に対する理解の促進

- ・事業者等への理解の増進を図るため、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等に関する広報啓発や出前講座を行います。〔県民生活課〕

○「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ・次世代を担う中・高校生等を対象として、犯罪被害者等が講演者となり子どもを亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への理解や規範意識を高め犯罪抑止を図ります。〔警察本部〕

2. 学校における教育の促進（条例第20条関係）

■現状と課題■

犯罪被害者等への支援を社会全体で持続的に推進していくためには、これからの社会を担う児童、生徒等を、犯罪の被害者にも加害者にもしないことが重要です。

そのため、児童、生徒等が、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育が必要とされます。

■具体的な施策■

○「命の大切さを学ぶ教室」の開催【再掲】

○人権に関する啓発活動の充実

- ・人権啓発フェスティバル in ぎふの開催や「ちょっといい話」の募集及び社会人権学習資料等の配布により、子どもの発達段階に即した人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会の実現を目指します。

〔人権施策推進課〕

- ・基本的人権尊重の立場から様々な人権問題の解決を目指し、県民的課題として学校における人権教育の推進を図ります。〔学校支援課〕

○いじめの未然防止に関する取組み

- ・「いじめ・不登校未然防止アドバイザー」を学校等に派遣するとともに、「あったかい言葉かけ運動」の作品を募集し、優秀作品をまとめたリーフレットを児童生徒に配布するなど、いじめ・不登校等の未然防止に努めます。〔学校安全課〕

- ・児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図ります。〔学校支援課〕

○性に関する教育の推進

- ・従来から大切にしてきた生命尊重、人間尊重、男女平等を基盤とし、性行動の低年齢化や SNS 等による性被害に及ぶトラブル等の新たな問題に対応した教育を推進します。〔体育健康課〕
- ・性の多様性に関する正しい理解や性犯罪・性暴力対策等、新たな課題に関する地域や学校の課題解決のため、地域の専門家を講師として派遣し助言や指導を行うなど健康教育を推進します。〔体育健康課〕

○情報モラル教育の推進

- ・学校において、ネット上でのマナーやルールなどを学ぶリーフレット等を作成し児童生徒に配布するなど情報モラルの教育の充実に努めます。また、子どもを有害情報やトラブルから守り、安全に情報機器を利用できるよう、保護者・教職員・青少年を対象とした情報モラルに関する啓発等の充実に図ります。〔教育研修課、学校安全課、私学振興・青少年課〕
- ・学校や教育委員会と連携した児童・生徒に対する情報モラル教室の開催や、進学・進級時の保護者説明会等の場を有効に活用して、児童の犯罪被害防止・非行防止対策等についての啓発活動を推進します。〔警察本部〕
- ・学生ボランティア等を活用した、産官学連携による情報モラル教育を実施します。〔警察本部〕

○教職員等に対する研修

- ・教職員の初任者研修、6年目研修等の経年研修、職務ごとの職務研修及び自己課題に応じた選択研修において、情報モラル、人権教育、性犯罪等に関する研修を実施することで、専門的な知識を得ると同時に、喫緊の教育課題への対応力の向上を図ります。〔教育研修課〕
- ・受講を希望する教諭を対象に、児童生徒のかかえる心の問題に関わる今日的課題に焦点を当て、専門家による講話から実践に生かせる具体的な知識の習得、資質の向上を目指します。〔学校安全課〕
- ・性に関する指導を行う教職員等に対する研修を行うなど、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の充実に図ります。〔体育健康課〕

◆ 第6節 犯罪被害者等を支援する団体の支援や人材育成への取り組み

犯罪被害者に対する適切な支援が継続されるよう、民間支援団体に対する支援や支援人材の育成に関する研修等の充実を図っていきます。

1. 民間支援団体に対する支援（条例第21条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、犯罪被害者等の心情に寄り添い、電話や面談等による相談のほか、警察、病院、裁判所、弁護士等への付添いなどの直接的な支援を行うなど、犯罪被害者等の支援には欠かせない存在です。

しかし、団体の運営にあたっては、財政面や人材面で困難な状況にあり、運営に必要な財源確保や相談員、支援員等の確保・充実に向けた取り組みが必要です。

■ 具体的な施策 ■

○民間支援団体の活動への支援

- ・犯罪被害者等支援を行う民間支援団体が実施する研修への講師派遣、広報啓発活動への後援、運営費及び団体活動費補助などの支援を行います。

〔警察本部〕

○犯罪被害者等支援に関する人材育成支援

- ・県民を対象として犯罪被害者等支援に対する関心や理解を深める研修を行い支援員を目指す県民の発掘と育成・支援を行います。〔県民生活課〕

2. 人材の育成（条例第22条関係）

■ 現状と課題 ■

犯罪被害者等が直面する問題は多岐にわたることから、支援の担い手が適切な支援を行うためには、心身の健康を回復するための方法に関する幅広い知識が必要とされます。また、相談先での配慮に欠けた言動や無理解による二次的被害を防止する必要があります。

犯罪被害者等に対する相談、助言や日常生活支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修などを実施し、支援の充実を図る必要があります。

■ 具体的な施策 ■

○ 支援に携わる職員に対する研修の実施

- ・ 犯罪被害者等の支援に従事する市町村職員を対象に研修会を開催し、窓口対応の心構えや支援方法、先存取組事例の研修を行い、市町村相談窓口における適切な相談対応を支援し、二次的被害の防止を図ります。
〔県民生活課〕
- ・ 警察職員に対して、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努めるため、犯罪被害者等支援に関する教養の向上に努めます。
〔警察本部〕
- ・ 被害少年の継続支援を行う少年補導職員等に対し、公認心理師の資格取得や研修等によるカウンセリング技能の習得を推奨します。
〔警察本部〕
- ・ 民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施します。
〔地域福祉課〕
- ・ 臨床心理士に刑事手続等の専門的な知識に関する研修を行い、犯罪被害者等のカウンセリングスキルの向上を支援し、犯罪被害者等が県内各地で適切なカウンセリングを受けられる体制づくりに努めます。〔県民生活課〕

○ 教職員等に対する研修【再掲】

○ 犯罪被害者等支援ハンドブックの作成【再掲】

○ 犯罪被害者等支援に関する人材育成支援【再掲】

資料編

1. 相談窓口一覧

相談の対象又は内容	名称	相談電話番号
犯罪被害相談、 各種届出窓口や個別相談窓口がわからない 場合の案内	岐阜県 県民生活相談センター	058-277-1001
犯罪被害相談、 犯罪被害者支援(再被害防止、犯罪被害給付 制度など)	岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室	0120-870-783 携帯の方は 058-277-3783
犯罪被害相談、 犯罪被害者支援(法廷、病院等の付添いな ど)	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援 センター	0120-968-783
法制度の情報提供等 (裁判手続、犯罪被害精通弁護士の紹介、裁 判費用の立替えなど)	犯罪被害者支援ダイヤル 日本司法支援センター (法テラス)	0570-079714
法制度の情報提供等 (法廷への付添い、裁判記録の閲覧、刑事事 件の処分結果、有罪事件確定後の加害者処 遇状況など)	被害者ホットライン 岐阜地方検察庁	058-262-5138
犯罪被害者等支援 (保護観察中の加害者の処遇状況等の通知、 加害者への被害者心情の伝達、不安や悩み 等相談)	岐阜保護観察所	058-265-2579
犯罪被害者等支援 (犯罪被害者遺児等への奨学金、生活相談)	(公財)犯罪被害救援基金	03-5226-1021
犯罪等による被害の未然防止その他県民の 安全と平穏に関する相談	岐阜県警察本部 警察安全相談室	# 9110 又は 058-272-9110
	各警察署 警察安全相談所	
心の健康相談	こころのダイヤル 119 番 岐阜県 精神保健福祉センター	058-233-0119
医療機関の紹介	(一社)岐阜県医師会	058-274-1111

相談の対象又は内容	名称	相談電話番号
心の悩み相談	岐阜いのちの電話	058-277-4343
	(NPO)岐阜いのちの電話協会	0120-783-556
公営住宅への入居相談 (犯罪被害者等やDV被害者の一時入居、優先入居)	岐阜県住宅課	058-272-8692
労働条件、募集採用、職場環境等の労働雇用に関する相談	岐阜労働局 総合労働相談コーナー	058-245-8124
職場におけるセクシュアルハラスメント相談	岐阜労働局雇用環境・均等室	058-245-1550
人権相談	岐阜地方法務局 人権相談窓口	058-245-3181
	岐阜県 人権啓発センター	058-272-8252
外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者の相談	名古屋入国管理局	052-559-2150
性犯罪被害相談	岐阜県警察本部 性犯罪被害者相談電話	# 8103 又は 0120-72-8103
性暴力被害者支援	ぎふ性暴力被害者支援センター	058-215-8349
DV被害相談、 人身取引被害相談、 女性の悩み相談	岐阜県 女性相談センター	058-213-2131
DV(配偶者からの暴力)被害相談、犯罪被害相談	岐阜県弁護士会 DV・犯罪被害者支援センター	058-265-2850
ストーカー被害相談	ストーカー110番 岐阜県警察本部 生活安全総務課	0120-794-310
女性などの悩み相談	岐阜県 男女共同参画・女性の活躍推進センター	058-278-0858
女性の悩み相談	女性の人権ホットライン 岐阜地方法務局	0570-070-810

相談の対象又は内容	名称	相談電話番号
子ども虐待相談、 子どもの悩み相談	子ども・家庭 110 番 岐阜県 中央子ども相談センター 子ども・家庭電話相談室	0120-76-1152
	児童相談所 全国共通ダイヤル「189」	189
被害少年支援、 子ども虐待、非行問題、いじめ等相談	ヤングテレホンコーナー 岐阜県警察本部 少年サポートセンター	0120-783-800
	地区少年サポートセンター	0120-783-802
いじめ・不登校・子育てなどの教育相談	岐阜県教育委員会 学校安全課	058-271-3328
	教育相談ほほえみダイヤル 岐阜県教育委員会 各教育事務所	0120-745-070
	子供 SOS 24 岐阜県教育委員会 学校安全課	0120-0-78310
青少年の悩み相談	岐阜県 青少年 SOS センター	0120-247-505
子どもの悩み相談	子どもの人権 110 番 岐阜地方法務局	0120-007-110
交通事故相談	岐阜県 県民生活相談センター	058-277-1001
	(一財)岐阜県交通安全協会	058-271-5278
交通事故被害者支援 (奨学金等の支給、生活相談)	(公財)東海交通遺児を励ます 会	0120-10-9797
損害保険に関する一般的な相談（交通事故 相談等）	(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター中部	(ナビダイヤル) 0570-022808 (IP 電話から) 052-308-3081
自賠責保険、共済の支払に関する紛争の調 停	(一財)自賠責保険・共済紛争 処理機構	0120-159-700

相談の対象又は内容	名称	相談電話番号
交通事故被害者支援 (生活資金貸付、生活相談)	NASVA 交通事故 被害者ホットライン (独)自動車事故対策機構(N A S V A)	0570-000738
暴力団等による被害・トラブル	暴力110番 岐阜県警察本部 組織犯罪対策課	058-274-7444
暴力団等による被害・トラブル	公益財団法人岐阜県暴力追放 推進センター	0800-200-8930
多重債務問題、悪質商法などの消費生活相 談	岐阜県 県民生活相談センター	058-277-1003
金銭の貸し借りや相続など、様々な法的ト ラブルの相談	コールセンター 日本司法支援センター (法テラス)	0570-078374

2. 市町村犯罪被害者等総合的対応窓口一覧

市町村	窓口担当課	電話番号
岐阜市	市民生活部地域安全推進課	058-214-4963
大垣市	生活環境部危機管理室	0584-47-7385
高山市	市民活動部協働推進課	0577-35-3412
多治見市	環境文化部くらし人権課	0572-22-1134
関市	健康福祉部福祉政策課	0575-23-7798
中津川市	総務部防災安全課	0573-66-1111(内線162)
美濃市	総務部総務課	0575-33-1122(内線322)
瑞浪市	まちづくり推進部生活安全課	0572-68-9748
羽島市	生活環境部生活安全課	058-392-1111(内線2152)
恵那市	総務部危機管理課	0573-26-2111
美濃加茂市	総務部防災安全課	0574-25-2111
土岐市	市民生活部生活環境課	0572-54-1111(内線171)
各務原市	市長公室まちづくり推進課	058-383-1884
可児市	総務部防災安全課	0574-62-1111(内線3445)
山県市	総務課	0581-22-6820
瑞穂市	企画部市民協働安全課	058-327-4130
飛騨市	市民福祉部地域包括ケア課	0577-73-6233
本巣市	総務部総務課	0581-34-5020
郡上市	総務部総務課	0575-67-1832
下呂市	市長公室危機管理課	0576-24-2222(内線272)
海津市	市民環境部市民活動推進課	0584-53-3194
岐南町	総務部総務課	058-247-1360
笠松町	総務部総務課	058-388-1111
養老町	総務部総務課	0584-32-1101
垂井町	企画調整課	0584-22-1152
関ヶ原町	総務課	0584-43-1110
神戸町	総務部総務課	0584-27-0171
輪之内町	危機管理課	0584-69-3117
安八町	総務課	0584-64-7100
揖斐川町	総務部総務課	0585-22-2111
大野町	総務部総務課	0585-34-1111
池田町	総務部総務課	0585-45-3111
北方町	総務危機管理課	058-323-1111
坂祝町	総務課	0574-66-2401
富加町	総務課	0574-54-2111
川辺町	総務課	0574-53-2511
七宗町	健康福祉課	0574-48-1112
八百津町	防災安全室	0574-43-2111
白川町	総務課	0574-72-1311
東白川村	総務課	0574-78-3111
御嵩町	総務部総務防災課	0574-67-2111
白川村	村民課	05769-6-1311

3. 関係法令等

❖ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗および状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

❖ 岐阜県犯罪被害者等支援条例（令和三年岐阜県条例第七号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 基本的な施策（第十二条—第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための支援をいう。
- 四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行い、及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するものとする。

(広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応)

第十一条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、及び協力し、病院等への付添いその他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十九条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十条 県は、学校の設置者と連携し、児童、生徒等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十二条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第二十三条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十四条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十五条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)

2 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成二十年岐阜県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 犯罪被害者等への支援等（第二十三条）」を削る。

第四章を削る。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

- 知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます
- 創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
- 伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

発行：岐阜県環境生活部県民生活課
岐阜市藪田南 2 - 1 - 1
TEL：058-272-8205



11月25日～12月1日は、犯罪被害者週間です。